

○内閣府令第三号
厚生労働省令第三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する命令
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）の一部を次の表のように改正する。

内閣総理大臣 石破 茂
厚生労働大臣 福岡 資麿

（傍線部分は改正部分）

改 正 後			改 正 前		
（受給者証の再交付の申請） 第二十三条（略） 一（略） 二（略） イ・ロ（略） ハ 資格確認書等（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第五十一条の三第一項、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二十八条の二第一項、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第九条第二項（同法第二十二条において読み替えて準用する場合を含む）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という。）第五十四条第三項、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十二条第六項、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第五十三条の二第二項（私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十五条において読み替えて準用する場合を含む。）及び地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）第五十五条の二第二項に規定する書面（健康保険法による日雇特例被保険者手帳（健康保険印紙を貼り付けるべき余白があるものに限る。）を含む。第三十八条第一項第一号を除き、以下同じ。）をいう。以下同じ）、介護保険法による被保険者証、児童扶養手当証書（児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）による児童扶養手当証書をいう。以下同じ。）又は官公署から発行され、若しくは発給された書類その他これに類する書類であつて市町村長が適当と認めるもののうち二以上の書類			（受給者証の再交付の申請） 第二十三条（略） 一（略） 二（略） イ・ロ（略） ハ 資格確認書等（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第五十一条の三第一項、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二十八条の二第一項、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第九条第二項（同法第二十二条において読み替えて準用する場合を含む）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という。）第五十四条第三項、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十二条第六項、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第五十三条の二第二項（私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十五条において読み替えて準用する場合を含む。）及び地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）第五十五条の二第二項に規定する書面（健康保険法による日雇特例被保険者手帳（健康保険印紙を貼り付けるべき余白があるものに限る。）を含む。第三十八条第一項第一号を除き、以下同じ。）をいう。以下同じ）、介護保険法による被保険者証、児童扶養手当証書（児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）による児童扶養手当証書をいう。以下同じ。）又は官公署から発行され、若しくは発給された書類その他これに類する書類であつて市町村長が適当と認めるもののうち二以上の書類		
2・3（略）			2・3（略）		

(居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定の申請等)	
第三十四条の七 (略)	
2 2 6 (略)	
7 第一項本文及び第三項本文に規定する申請書は、こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式によるものとする。	
(療養介護に係る指定の申請等)	
第三十四条の八 (略)	
2 2 4 (略)	
5 第一項本文及び第二項本文に規定する申請書は、厚生労働大臣が定める様式によるものとする。	
(生活介護に係る指定の申請等)	
第三十四条の九 (略)	
2 2 6 (略)	
7 第一項本文及び第二項本文に規定する申請書は、厚生労働大臣が定める様式によるものとする。	
(短期入所に係る指定の申請等)	
第三十四条の十一 (略)	
2 2 7 (略)	
8 第一項本文及び第二項本文に規定する申請書は、こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式によるものとする。	
(重度障害者等包括支援に係る指定の申請等)	
第三十四条の十二 (略)	
2 2 4 (略)	
5 第一項本文及び第二項本文に規定する申請書は、こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式によるものとする。	
(自立訓練(機能訓練)に係る指定の申請等)	
第三十四条の十四 (略)	
2 2 5 (略)	
6 第一項本文及び第二項本文に規定する申請書は、厚生労働大臣が定める様式によるものとする。	
(自立訓練(生活訓練)に係る指定の申請等)	
第三十四条の十五 (略)	
2 2 5 (略)	
6 第一項本文及び第二項本文に規定する申請書は、厚生労働大臣が定める様式によるものとする。	
(就労選択支援に係る指定の申請等)	
第三十四条の十五の二 (略)	
2 2 4 (略)	
5 第一項本文及び第二項本文に規定する申請書は、厚生労働大臣が定める様式によるものとする。	

(居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定の申請等)	
第三十四条の七 (略)	
2 2 6 (略)	
(新設)	
(療養介護に係る指定の申請等)	
第三十四条の八 (略)	
2 2 4 (略)	
(新設)	
(生活介護に係る指定の申請等)	
第三十四条の九 (略)	
2 2 6 (略)	
(新設)	
(短期入所に係る指定の申請等)	
第三十四条の十一 (略)	
2 2 7 (略)	
(新設)	
(重度障害者等包括支援に係る指定の申請等)	
第三十四条の十二 (略)	
2 2 4 (略)	
(新設)	
(自立訓練(機能訓練)に係る指定の申請等)	
第三十四条の十四 (略)	
2 2 5 (略)	
(新設)	
(自立訓練(生活訓練)に係る指定の申請等)	
第三十四条の十五 (略)	
2 2 5 (略)	
(新設)	
(就労選択支援に係る指定の申請等)	
第三十四条の十五の二 (略)	
2 2 4 (略)	
(新設)	

(就労移行支援に係る指定の申請等)
第三十四条の十六 (略)

2 4 (略)

5 第一項本文及び第二項本文に規定する申請書は、厚生労働大臣が定める様式によるものとする。

(就労継続支援 A 型に係る指定の申請等)

第三十四条の十七 (略)

2 4 (略)

5 第一項本文及び第二項本文に規定する申請書は、厚生労働大臣が定める様式によるものとする。

(就労継続支援 B 型に係る指定の申請等)

第三十四条の十八 (略)

2 4 (略)

5 第一項本文及び第二項本文に規定する申請書は、厚生労働大臣が定める様式によるものとする。

(就労定着支援に係る指定の申請等)

第三十四条の十八の二 (略)

2 4 (略)

5 第一項本文及び第二項本文に規定する申請書は、厚生労働大臣が定める様式によるものとする。

(自立生活援助に係る指定の申請等)

第三十四条の十八の三 (略)

2 4 (略)

5 第一項本文及び第二項本文に規定する申請書は、厚生労働大臣が定める様式によるものとする。

(共同生活援助に係る指定の申請等)

第三十四条の十九 (略)

2 4 (略)

5 第一項本文及び第二項本文に規定する申請書は、厚生労働大臣が定める様式によるものとする。

(法第三十六条第二項に規定する主務省令で定める障害福祉サービス)

第三十四条の二十 法第三十六条第二項に規定する主務省令で定める障害福祉サービス (第三十

四条の二十二第一項において「特定障害福祉サービス」という。)は、生活介護、就労継続支援 A 型及び就労継続支援 B 型とする。

(就労移行支援に係る指定の申請等)
第三十四条の十六 (略)

2 4 (略)

(新設)

(就労継続支援 A 型に係る指定の申請等)

第三十四条の十七 (略)

2 4 (略)

(新設)

(就労継続支援 B 型に係る指定の申請等)

第三十四条の十八 (略)

2 4 (略)

(新設)

(就労定着支援に係る指定の申請等)

第三十四条の十八の二 (略)

2 4 (略)

(新設)

(自立生活援助に係る指定の申請等)

第三十四条の十八の三 (略)

2 4 (略)

(新設)

(共同生活援助に係る指定の申請等)

第三十四条の十九 (略)

2 4 (略)

(新設)

(法第三十六条第二項に規定する主務省令で定める障害福祉サービス)

第三十四条の二十 法第三十六条第二項に規定する主務省令で定める障害福祉サービス (第三十

四条の二十二において「特定障害福祉サービス」という。)は、生活介護、就労継続支援 A 型及び就労継続支援 B 型とする。

第三十四条の二十二 (略)	(指定障害福祉サービス事業者の指定の変更の申請)
	2 前項に規定する申請書は、こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式によるものとする。
第三十四条の二十三 (略)	(指定障害福祉サービス事業者の名称等の変更の届出等)
	2 第一項の規定による届出は、こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式により行うものとする。
第三十四条の二十四 (略)	(指定障害者支援施設の指定の申請等)
	2 第一項本文及び第二項本文に規定する申請書は、厚生労働大臣が定める様式によるものとする。
第三十四条の二十五 (略)	(指定障害者支援施設の指定の変更の申請)
	2 前項に規定する申請書は、厚生労働大臣が定める様式によるものとする。
第三十四条の二十六 (略)	(指定障害者支援施設の設置者の住所等の変更の届出等)
	2 第一項の規定による届出は、厚生労働大臣が定める様式により行うものとする。
第三十四条の五十七 (略)	(指定一般相談支援事業者の指定の申請等)
	2 第一項本文及び第二項本文に規定する申請書は、厚生労働大臣が定める様式によるものとする。
第三十四条の五十八 (略)	(指定一般相談支援事業者の名称等の変更の届出等)
	2 第一項の規定による届出は、厚生労働大臣が定める様式により行うものとする。
第三十四条の五十九 (略)	(指定特定相談支援事業者の指定の申請等)
	2 第一項本文及び第三項本文に規定する申請書は、こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式によるものとする。
第三十四条の六十 (略)	(指定特定相談支援事業者の名称等の変更の届出等)
	2 第一項の規定による届出は、こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式により行うものとする。
第三十四条の二十二 (略)	(指定障害福祉サービス事業者の指定の変更の申請)
	(新設)
第三十四条の二十三 (略)	(指定障害福祉サービス事業者の名称等の変更の届出等)
	(新設)
第三十四条の二十四 (略)	(指定障害者支援施設の指定の申請等)
	(新設)
第三十四条の二十五 (略)	(指定障害者支援施設の指定の変更の申請)
	(新設)
第三十四条の二十六 (略)	(指定障害者支援施設の設置者の住所等の変更の届出等)
	(新設)
第三十四条の五十七 (略)	(指定一般相談支援事業者の指定の申請等)
	(新設)
第三十四条の五十八 (略)	(指定一般相談支援事業者の名称等の変更の届出等)
	(新設)
第三十四条の五十九 (略)	(指定特定相談支援事業者の指定の申請等)
	(新設)
第三十四条の六十 (略)	(指定特定相談支援事業者の名称等の変更の届出等)
	(新設)

(法第七十六条の三第一項に規定する主務省令で定めるとき)

第六十五条の九の六 法第七十六条の三第一項に規定する主務省令で定めるときは、災害その他都道府県知事に対し同項の規定による情報公表対象サービズ等情報（同項に規定する情報公表対象サービズ等情報をいう。第六十五条の九の十において同じ。）の報告（次条及び第六十五条の九の九において単に「報告」という。）を行うことができないことにつき正当な理由がある対象事業者（同項に規定する対象事業者をいう。以下同じ。）以外のものであるについて、都道府県知事が定めるとき及び毎会計年度終了後とする。

（報告の方法）

第六十五条の九の七 次条第三号に掲げる事項の報告は、毎会計年度終了後三月以内に行うものとする。

2 報告は、前項に定めるもののほか、都道府県知事が定めるところにより行うものとする。

（法第七十六条の三第一項に規定する主務省令で定める情報）

第六十五条の九の八 法第七十六条の三第一項に規定する主務省令で定める情報は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。

- 一 情報公表対象サービズ等（法第七十六条の三第一項に規定する情報公表対象サービズ等という。以下同じ。）の提供を開始しようとするとき 別表第一号に掲げる事項に関するもの
- 二 法第七十六条の三第一項の主務省令で定めるとき 別表第一号及び別表第二号に掲げる事項に関するもの
- 三 毎会計年度が終了したとき 次に掲げる事項に関するもの（次条において「経営情報」という。）

イ 事業所又は施設の名称、所在地その他の基本情報

ロ 事業所又は施設の収益及び費用の内容

ハ 事業所又は施設の職員の職種別人員数その他の人員に関する事項

ニ その他必要な事項

（法第七十六条の三第二項の規定による公表の方法）

第六十五条の九の九 都道府県知事は、報告（経営情報の報告を除く。）を受けた後、当該報告の内容を公表するものとする。ただし、都道府県知事は、当該報告を受けた後に法第七十六条の三第三項の調査を行ったときは、当該調査の結果を公表することをもって、当該報告の内容を公表したものとすることができる。

2 都道府県知事は、経営情報の報告を受けた後、当該報告を受けた経営情報について調査及び分析を行い、当該調査及び分析の結果を公表するものとする。

（法第七十六条の三第八項に規定する主務省令で定める情報）

第六十五条の九の十 法第七十六条の三第八項に規定する主務省令で定める情報は、情報公表対象サービズ等の質及び労働時間、賃金その他の情報公表対象サービズ等に従事する従業者に関する情報（情報公表対象サービズ等情報に該当するものを除く。）として都道府県知事が定めるものとする。

(法第七十六条の三第一項に規定する主務省令で定めるとき)

第六十五条の九の六 法第七十六条の三第一項に規定する主務省令で定めるときは、災害その他都道府県知事に対し同項の規定による情報公表対象サービズ等（同項に規定する情報公表対象サービズ等をいう。以下同じ。）の報告（次条及び第六十五条の九の九において単に「報告」という。）を行うことができないことにつき正当な理由がある対象事業者（同項に規定する対象事業者をいう。以下同じ。）以外のものであるについて、都道府県知事が定めるときとする。

（報告の方法）

第六十五条の九の七 報告は、都道府県知事が定めるところにより行うものとする。

（新設）

（法第七十六条の三第一項に規定する主務省令で定める情報）

第六十五条の九の八 法第七十六条の三第一項に規定する主務省令で定める情報は、情報公表対象サービズ等の提供を開始しようとするときにあつては別表第一号に掲げる項目に関するものとし、同項の主務省令で定めるときにあつては別表第一号及び別表第二号に掲げる項目に関するものとする。

（新設）

（新設）

（新設）

（法第七十六条の三第二項の規定による公表の方法）

第六十五条の九の九 都道府県知事は、報告を受けた後、当該報告の内容を公表するものとする。ただし、都道府県知事は、当該報告を受けた後に法第七十六条の三第三項の調査を行ったときは、当該調査の結果を公表することをもって、当該報告の内容を公表したものとすることができる。

（新設）

（法第七十六条の三第八項に規定する主務省令で定める情報）

第六十五条の九の十 法第七十六条の三第八項に規定する主務省令で定める情報は、情報公表対象サービズ等の質及び情報公表対象サービズ等に従事する従業者に関する情報（情報公表対象サービズ等情報に該当するものを除く。）として都道府県知事が定めるものとする。

(大都市の特例)
第七十条 令第五十一条第一項の規定に基づき、指定都市が障害者の自立支援に関する事務を処理する場合においては、次の表の上欄に掲げるこの命令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第三十四条の七第一項及び第三項から第六項まで 第三十四条の八 第三十四条の九第一項から第四項まで及び第六項 第三十四条の十一第一項から第四項まで、第六項及び第七項 第三十四条の十二 第三十四条の十四第一項から第三項まで及び第五項 第三十四条の十五第一項から第三項まで及び第五項 第三十四条の十五の二 第三十四条の十六 第三十四条の十七 第三十四条の十八 第三十四条の十八の二 第三十四条の十八の三 第三十四条の十九 第三十四条の二十の三第四項 第三十四条の二十二第一項 第三十四条の二十三第一項、第三項及び第四項 第三十四条の二十四 第三十四条の二十五第一項 第三十四条の二十六 第三十四条の二十六の八 第三十四条の三十 第三十四条の五十七 第三十四条の五十八 第三十五条第四項	都道府県知事	指定都市の市長

(大都市の特例)
第七十条 令第五十一条第一項の規定に基づき、指定都市が障害者の自立支援に関する事務を処理する場合においては、次の表の上欄に掲げるこの命令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第三十四条の七第一項及び第三項から第六項まで 第三十四条の八 第三十四条の九第一項から第四項まで及び第六項 第三十四条の十一第一項から第四項まで、第六項及び第七項 第三十四条の十二 第三十四条の十四第一項から第三項まで及び第五項 第三十四条の十五第一項から第三項まで及び第五項 第三十四条の十五の二 第三十四条の十六 第三十四条の十七 第三十四条の十八 第三十四条の十八の二 第三十四条の十八の三 第三十四条の十九 第三十四条の二十の三第四項 第三十四条の二十二 第三十四条の二十三第一項、第三項及び第四項 第三十四条の二十四 第三十四条の二十五 第三十四条の二十六 第三十四条の二十六の八 第三十四条の三十 第三十四条の五十七 第三十四条の五十八 第三十五条第四項	都道府県知事	指定都市の市長

第五十七条 第六十二条 第六十三条 第六十四条 第六十五条第二項 第六十五条の九の六 第六十五条の九の七第二項 第六十五条の九の九 第六十五条の九の十 第六十六条第二項 別表第八号 別表第九号			(略)		
(中核市の特例)			(略)		
第七十一条 令第五十一条第二項の規定により、中核市が障害者の自立支援に関する事務を処理する場合においては、次の表の上欄に掲げるこの命令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。			(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)		
第三十四条の七第一項及び第三項から第六項まで	都道府県知事	中核市の市長	(略)		
第三十四条の八			(略)		
第三十四条の九第一項から第四項まで及び第六項			(略)		
第三十四条の十一第一項から第四項まで、第六項及び第七項			(略)		
第三十四条の十二			(略)		
第三十四条の十四第一項から第三項まで及び第五項			(略)		
第三十四条の十五第一項から第三項まで及び第五項			(略)		
第三十四条の十五の二			(略)		
第三十四条の十六			(略)		
第三十四条の十七			(略)		
第三十四条の十八			(略)		
第三十四条の十八の二			(略)		
第三十四条の十八の三			(略)		

第五十七条 第六十二条 第六十三条 第六十四条 第六十五条第二項 第六十五条の九の六 第六十五条の九の七 第六十五条の九の九 第六十五条の九の十 第六十六条第二項 別表第八号 別表第九号			(略)		
(中核市の特例)			(略)		
第七十一条 令第五十一条第二項の規定により、中核市が障害者の自立支援に関する事務を処理する場合においては、次の表の上欄に掲げるこの命令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。			(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)		
第三十四条の七第一項及び第三項から第六項まで	都道府県知事	中核市の市長	(略)		
第三十四条の八			(略)		
第三十四条の九第一項から第四項まで及び第六項			(略)		
第三十四条の十一第一項から第四項まで、第六項及び第七項			(略)		
第三十四条の十二			(略)		
第三十四条の十四第一項から第三項まで及び第五項			(略)		
第三十四条の十五第一項から第三項まで及び第五項			(略)		
第三十四条の十五の二			(略)		
第三十四条の十六			(略)		
第三十四条の十七			(略)		
第三十四条の十八			(略)		
第三十四条の十八の二			(略)		
第三十四条の十八の三			(略)		

別表第一号 (第六十五条の九の八第一号及び第二号関係) 一〇六 (略) 別表第二号 (第六十五条の九の八第二号関係) 第一〇第三 (略)	(略)	第三十四条の十九 第三十四条の二十の三第四項 第三十四条の二十二第一項 第三十四条の二十三第一項、第三項及び第四項 第三十四条の二十四 第三十四条の二十五第一項 第三十四条の二十六 第三十四条の二十六の八 第三十四条の三十 第三十四条の五十七 第三十四条の五十八 第五十七條 第六十二條 第六十三條 第六十四條 第六十五條第二項 第六十五條の九の六 第六十五條の九の七第二項 第六十五條の九の九 第六十五條の九の十 第六十六條第二項 別表第八号 別表第九号
	(略)	(略)

別表第一号 (第六十五条の九の八関係) 一〇六 (略) 別表第二号 (第六十五条の九の八関係) 第一〇第三 (略)	(略)	第三十四条の十九 第三十四条の二十の三第四項 第三十四条の二十二 第三十四条の二十三第一項、第三項及び第四項 第三十四条の二十四 第三十四条の二十五 第三十四条の二十六 第三十四条の二十六の八 第三十四条の三十 第三十四条の五十七 第三十四条の五十八 第五十七條 第六十二條 第六十三條 第六十四條 第六十五條第二項 第六十五條の九の六 第六十五條の九の七 第六十五條の九の九 第六十五條の九の十 第六十六條第二項 別表第八号 別表第九号
	(略)	(略)

附 則

(施行期日)

1 この命令は、令和七年四月一日から施行する。ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第三十四条の七から第三十四条の九まで、第三十四条の十一、第三十四条の十二、第三十四条の十四から第三十四条の二十まで、第三十四条の二十二から第三十四条の二十四まで、第三十四条の二十五、第三十四条の二十六及び第三十四条の五十七から第三十四条の六十までの改正規定、第七十条の表の改正規定(第六十五条の九の七)を「第六十五条の九の七第二項」に改める部分を除く。並びに附則第二項の規定は、令和八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この命令の施行の日前にこの命令による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の規定により行われ、同日以後に都道府県知事又は市町村長(特別区の区長を含む。)に受理された申請又は届出については、この命令による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の規定により行われた申請又は届出とみなす。

3 令和八年三月三十一日までの間は、この命令による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第六十五条の九の七第一項中「毎会計年度終了後三月以内」とあるのは、「令和八年三月三十一日まで」と読み替えるものとする。